

○神河町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱

(平成 17 年 11 月 7 日要綱第 21 号)

改正 平成 18 年 3 月 7 日要綱第 2 号 平成 18 年 9 月 27 日要綱第 28 号
平成 21 年 3 月 5 日要綱第 3 号 平成 21 年 10 月 13 日要綱第 25 号
平成 22 年 3 月 26 日要綱第 8 号 平成 23 年 3 月 1 日要綱第 4 号
平成 24 年 3 月 27 日要綱第 4 号 平成 27 年 2 月 4 日要綱第 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢の重度障害者に係る医療費の一部を助成することにより、重度障害者の負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、神河町とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「高齢重度障害者」とは、町の区域内に住所を有する 65 歳以上の者(65 歳の誕生日の属する月の末日を経過した者。ただし、誕生日が月の初日であるときは、65 歳の誕生日の属する月の前月を経過した者)で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める「障害の程度が 1 級又は 2 級に該当」する者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者(児)と判定された者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条に定める「障害程度が 1 級に該当」し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「高齢重度精神障害者」という。)

(2) 「保険医療機関等」とは、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

(3) 「低所得者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養(以下「療養」という。)のあった月の属する年度(療養のあった月が 4 月から 6 月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免

除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。

- (4) 「高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金」とは、当該療養に要する費用の額から法の規定により後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が負担すべき額(広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において療養に関する給付が行われないときに限る。)をいう。

(助成対象者)

第4条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で次の要件を備えている者とする。

- (1) 高齢重度障害者及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに高齢重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその高齢重度障害者の生計を維持する者について療養のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。

- (2) 第1号の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

(助成する範囲)

第5条 高齢重度障害者の疾病(高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について法の規定による療養に対する給付又は支給が行われた場合において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金に相当する額から次の額を控除した額を高齢重度障害者医療費として支給する。

- (1) 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

(2) 入院療養である場合 当該療養につき次のアからウの額に100分の10を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して3か月以上入院した場合を除く。)。ただし、この額は同一の月に同一の保険医療機関等においては、2,400円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。

ア 法第71条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第76条第2項第1号の規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」額

ウ 法第77条第3項に規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額」額

(3) 前2号に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額を超えることはできない。

(4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1号及び第2号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

(5) 第1号及び第2号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(受給者証の交付申請)

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、高齢重度障害者医療費受給者証交付(更新)申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第7条 町長は、前条の規定に基づいて認定したときは、申請者に高齢重度障害者医療費受給者証(様式第2号)を交付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日までに、合併前の神崎町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱(平成17年9月5日要綱第7号)又は大河内町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱(平成17年3月30日要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月7日要綱第2号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前に行われた医療の給付に関する「定義」については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 27 日要綱第 28 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「定義」及び「助成する範囲」については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 5 日要綱第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に受けた療養に係る高齢重度障害者医療費の支給については、改正後の高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(助成の特例)
- 3 平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に、平成 21 年 7 月 1 日改正前の助成対象者の要件を備える者(改正後の神河町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱第 4 条第 1 号の要件を満たす者を除く。)を助成対象者とする。この規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

また、助成する範囲は高齢重度障害者の疾病(高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金から次の額を控除した額とし、当該高齢重度障害者に対し高齢重度障害者医療費として支給する。

(1) 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに 1 日につき 900 円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2 回を限度とする。

(2) 入院療養である場合

当該療養につき、次のアからウまでの額に 100 分の 10 を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して 3 月以上入院をした場合を除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては、3,600 円を限度とする。

ア 法第 71 条第 1 項の療養の給付に関する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第 76 条第 2 項第 1 号の規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第 71 条第 1 項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)」

ウ 法第 77 条第 3 項に規定する「当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額」

- (3) 第 1 号及び第 2 号に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額を超えることができない。
- (4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第 1 号及び第 2 号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。
- (5) 第 1 号及び第 2 号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則(平成 21 年 10 月 13 日要綱第 25 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の神河町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に生じた同要綱第 3 条第 4 項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金について適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日要綱第 8 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 1 日要綱第 4 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日要綱第 4 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「助成対象者」については、なお、従前の例による。

(市町村民税の額の算定の特例)

- 3 第4条第1号における「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額」については、当分の間、平成22年法律第4号による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

附 則(平成27年2月4日要綱第9号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の神河町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、平成27年1月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

高齢重度障害者医療費受給者証交付(更新)申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

高齢重度障害者医療費受給者証

[別紙参照]